

廿日市市筏津地区公共施設再編事業
基本協定書（案）

（修正：令和元年11月29日）

令和元年11月15日

廿日市市行政経営改革推進課

目 次

第1条（目的）	1
第2条（義務）	1
第3条（SPCの設立）	1
第4条（SPCの出資者）	1
第5条（株式の譲渡等）	2
第6条（業務の委託又は請負等）	2
第7条（事業契約の締結等）	2
第8条（談合防止等不正行為のあった場合の解除）	2
第9条（準備行為）	3
第10条（事業契約締結不調の場合の処理）	3
第11条（秘密保持）	3
第12条（協定の期間）	3
第13条（準拠法）	3
第14条（誠実協議）	4
第15条（用語の定義）	4
別紙1（第3条関係）	5
別紙2（第3条関係）	7
別紙3（第6条関係）	8

廿日市市（以下「市」という。）と●●（以下「代表事業者」という。）、●●●、●●●及び●●●（以下これらの企業を個別に又は総称して「構成事業者」という。）並びに、●●●及び●●●（以下これらの企業を個別に又は総称して「協力事業者」といい、代表事業者、構成事業者及び協力事業者を個別に又は総称して「事業者」という。）との間で、次のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、公募型プロポーザル方式による手続において事業者が優先交渉権者として決定されたことを確認し、事業者が本事業を遂行する目的で設立する特別目的株式会社（以下「SPC」という。）と市との事業契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、市及び事業者の双方の義務を定めるとともに、本事業の円滑な実施等に必要な双方の義務、協力及び諸手続について定めることを目的とする。

（義務）

第2条 市及び事業者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 事業者は、事業契約締結のための協議にあたり、本事業の選定手続における廿日市市筏津地区公共施設再編事業に係る企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）及び市の要望を尊重するものとする。ただし、当該要望事項が、本事業の選定手続において市が公表した募集要項（以下「募集要項」という。）及び要求水準書（以下「要求水準書」という。）から逸脱している場合は、この限りでない。

（SPCの設立等）

第3条 事業者は、本協定締結後、事業契約の締結日までに、本事業を遂行することを目的とし、廿日市市内を本店所在地とする会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社を設立し、設立後直ちにその商業登記履歴事項全部証明書及び印鑑証明書の原本並びに定款及び株主名簿の原本証明付写しを市に提出する。

2 事業者は、SPCの定款に、会社法第107条第2項第1号イに基づく株式の譲渡制限、並びに取締役会及び監査役を設置する旨を規定するものとし、同号ロに定める事項及び同法第140条第5項ただし書に定める事項についての定めを置いてはならない。

3 SPCの定款には、会社法第108条第1項に定める事項についての定めを置いてはならず、かつ、同法109条第2項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定めてはならない。

4 事業者は、SPCの創立総会又は株主総会において取締役及び監査役が選任されたときは、SPCをして、その選任後速やかにこれを市に通知させなければならない。また、その後、取締役及び監査役の改選がなされた場合も同様とする。

（SPCの出資者）

第4条 代表事業者及び構成事業者は、SPCの設立にあたり、いずれも必ず出資するものとし、かつ、代表事業者がSPCの株主中、最大の出資額で出資するものとする。また、事業契約の契約期間終了時まで、代表事業者及び構成事業者は、SPCにおける議決権保有割合の合計がSPCの議決権総数の3分の2を超過するように維持するものとし、代表事業者及び構成事業者以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法によりSPCへの資本参加を認める場合には、市の事前の書面による承諾を得るものとする。

2 事業者は、SPCをして、事業契約の契約期間の終了時まで、市の事前の書面による承諾なく、SPCの資本金を減資することができない。ただし、本事業の安定的な遂行及びサービス水準の維持が図られる場合において、市の利益を侵害しないと認められるときは、市は当該減資について協議に応じることができ、事業者は、市の事前の書面による承諾を得て、SPCをして、SPCの資本金を減資することができるものとする。

3 事業者は、事業契約の契約期間の終了時まで、SPCをして市に事前に書面により通知することにより、第1項を満たす範囲において、SPCの資本金を増資することができる。この場合、事業者は、当該増資後、速やかにSPCをして新たな出資比率その他市が要求する事項を市に報告させるものとする。

4 事業者は、市とSPCとの事業契約の仮契約の締結と同時に、別紙1の書式による誓約書を作成し、また、事業者以外のSPCの株主をして別紙2の書式による誓約書を作成させて、それぞれ市に提出しなければならない。

(株式の譲渡等)

第5条 事業者は、事業契約の契約期間の終了時まで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有するSPCの株式を、第三者(他の代表事業者又は構成事業者を含む。)に譲渡し、担保権を設定し、又はその処分をしないものとする。

(業務の委託又は請負等)

第6条 事業者は、本事業につき、SPCをして、別紙3に従い、本事業に係る業務を**事業者に**それぞれ請け負わせ又は業務委託させるものとする。

2 事業者は、事業契約の成立後速やかに、前項の定めるところに従って請負又は業務委託を受けた各当事者とSPCとの間で、それぞれ請負契約、業務委託契約又はこれらに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかに、その契約書等の写しを市に提出するものとする。

3 第1項の定めるところに従って請負又は業務委託を受けた各当事者は、それぞれ委託を受けまたは請け負った各業務を誠実に遂行するものとする。

(事業契約の締結等)

第7条 市及び事業者は、令和2年5月末日までに、市とSPCとの間において事業契約の仮契約を締結せしめるべく最大限努力するものとする。

2 前項の仮契約は、事業契約の締結について廿日市市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、事業契約に係る本契約としての効力発生前までに、事業者のいずれかが本事業の選定手続において市が公表した募集要項に記載する参加者の資格要件(以下「参加資格」という。)を満たさないことが判明したときは、市は、事業契約の仮契約を締結せず又は事業契約の本契約を成立させないことができる。

4 事業契約締結までに、事業者のいずれかに、本事業の公募手続における不正行為(次条第1項各号に規定するものを含む。)が判明したときは、市は、事業契約の仮契約を締結せず又は事業契約の本契約を成立させないことができる。

5 前2項の規定にかかわらず、前2項に該当する事業者以外で参加資格を満たし、かつ提案内容を確実に遂行できる場合、又は前2項に該当する事業者と同等以上の能力・実績を有し、参加資格を満たす新たな事業者を加え、提案内容を確実に遂行できる場合において、このことを市に書面で提出し、これを市が認めた場合に、事業契約の仮契約を締結し又は事業契約の本契約を成立させることができるものとする。ただし、代表事業者が前2項の規定に該当した場合を除く。

6 市及び事業者は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。

(談合防止等不正行為のあった場合の解除)

第8条 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、**本協定を解除し、事業契約を締結又は成立させないことができる。**

(1) 事業者のいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 事業者のいずれかが、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次項において単に「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 事業者(事業者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令が事業者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、本協定に関し事業者の独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したとき。

(5) 事業者の役員等(事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその

法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

- (6) 事業者の役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 事業者の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (8) 前3号のほか、事業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 事業者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (10) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (11) 事業者が、第5号から第9号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市がSPC又は事業者に対して当該契約の解除を求め、SPC又は事業者がこれに従わなかったとき。

2 本事業において前項の規定により事業契約が締結できない又は成立しないときは、事業者は、サービス対価1（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1に相当する金額の違約金を連帯して市に支払わなければならない。

3 前項の規定は、市に生じた損害の額が前項に規定する違約金の額を超える場合において、市がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。この場合、かかる事業者の超過額債務も連帯債務とする。

（準備行為）

第9条 事業者は、事業契約締結前であっても、自己の責任及び費用において、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲で、事業者に対して協力するものとする。

2 事業者は、事業契約成立後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果をSPCに引き継ぐものとする。

（事業契約締結不調の場合の処理）

第10条 事由のいかんを問わず、事業契約の締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めのある場合を除き、市及び事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、市及び事業者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

（秘密保持）

第11条 市及び事業者は、本協定又は本事業に関して相手方から秘密情報として受領した情報について、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所からの強制力のある命令により開示を命じられた場合、事業者が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第12条 本協定の期間は、本協定締結のときから事業契約が終了する日までとする。ただし、本協定の締結後、事業契約の締結の見込みがないことが明らかになったときは、市が事業者に通知した日までとする。なお、本協定の有効期間の終了にかかわらず、前条の効力は存続する。

（準拠法）

第13条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(誠実協議)

第14条 本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

(用語の定義)

第15条 本協定において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

- (1) 「代表事業者」とは、事業者のうち、手続きを代表して行う、SPCに出資しSPCから直接業務を受託又は請負う事業者をいう。
- (2) 「構成事業者」とは、事業者のうち、SPCに出資し、SPCから直接業務を受託若しくは請負う事業者、又はこれらの事業者が再委託する事業者をいう。
- (3) 「協力事業者」とは、事業者のうち、SPCに出資せず、SPCから直接業務を受託若しくは請負う事業者、又はこれらの事業者が再委託する事業者をいう。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、市及び事業者が、それぞれ記名押印のうえ、市及び事業者が各1通を保有する。

令和●年●月●日

廿日市市

住 所 広島県廿日市市下平良1丁目11番1号

代表者 廿日市市長 松本太郎

印

代表事業者

住 所 ○○

名 称 ○○

代表者

印

構成事業者

住 所 ○○

名 称 ○○

代表者

印

構成事業者

住 所 ○○

名 称 ○○

代表者

印

協力事業者

住 所 ○○

名 称 ○○

代表者

印

協力事業者

住 所 ○○
名 称 ○○
代表者

印

別紙1（第3条関係）

令和 年 月 日

廿日市市長 様

誓 約 書

廿日市市（以下「市」といいます。）と●●並びに●●、●●及び●●の間で、令和 年 月 日付けにて締結された廿日市市筏津地区公共施設再編事業（以下「本事業」という。）に係る**基本協定**（その後の変更及び修正を含み、以下「**本協定**」といいます。）に基づき、当社らは、本書の日付をもって次のとおりの事項を市に対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。

なお、特に明示がない限り、本誓約書において用いられる語句は、基本協定書において定義された意味を有するものとします。

1 [新会社の名称]（以下「S P C」といいます。）が、令和 年 月 日に会社法上の株式会社として廿日市市内に適法に設立され本日現在有効に存在すること。

2 S P Cの本日現在における発行済株式総数は*株であり、その保有者、保有割合等は次のとおりであること。

[事業者名]（代表事業者）	*株	●%
[事業者名]（構成事業者）	*株	●%
[事業者名]（構成事業者）	*株	●%
[事業者名]（非構成事業者）	*株	●%
[事業者名]（非構成事業者）	*株	●%

3 当社らは、事業契約期間中前項の株式を保有するものとし、市の事前の書面による書面による承諾なく、出資比率を変更しないこと。

4 当社らは、S P Cをして、市の事前の書面による承諾のない限り、減資しないこと。

5 S P Cが増資した場合、当社らは、当該増資後速やかに、S P Cをして新たな出資比率を市に報告させること。

6 当社らは、事業契約の契約期間の終了時まで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有するS P Cの株式を、第三者（他の代表事業者又は構成事業者を含む。）に譲渡し、担保権を設定し、又はその処分をしないものとする。市の承諾を得て上記株式の処分を行った場合には、当該第三者をして、基本協定別紙1又は2の誓約書を作成させ、速やかに市に提出すること。

7 当社らは、事業契約上の市とS P Cの債権債務関係が終了してから1年と1日を経過するまで、S P Cについて、解散又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他倒産手続の申立てを行わないこと。

8 当社は、本事業に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、市の事前の書面による承諾を受けた場合を除き、当該情報を第三者に開示しないこと。

代表事業者

住 所 ○○

名 称 ○○

代表者

印

構成事業者

住 所 ○○

名 称 ○○

代表者

印

構成事業者

住 所 ○○

名 称 ○○

代表者

印

別紙2（第4条関係）

令和 年 月 日

廿日市市長 様

誓 約 書

当社は、廿日市市筏津地区公共施設再編事業のSPCである〔新会社〕の株式を*株保有しています。当社は、廿日市市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当社が保有する〔新会社〕の株式について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないことを誓約いたします。

住 所 ○○

名 称 ○○

代表者

印

別紙3（第6条関係）

令和 年 月 日

廿日市市長様

各業務委託及び請負一覧表

※提案に基づき記載する。

